

注 記

1 固定資産の整備方針

(1) 有形固定資産

地方公会計制度導入には複式簿記を取り入れた固定資産台帳の整備や、財務書類作成のための仕訳・連結対象団体との相殺仕訳など、専門的な知識を必要とします。

専門家（公認会計士等）を利用することを総務省は推薦していますが、本事務組合においては、施設の数も少なく、総務省が示す「地方公会計マニュアル」を参考に作成することが一番簡便であり、コンサル等の費用も発生しません。

よって、新会計移行に伴う、民間（会計事務所等）によるコンサルティングは受けず、一部事務組合を構成する市町の財政・管財担当の指導助言を受けながら進めます。

また、整備手法としては、総務省が示す「地方公会計マニュアル」（以下会計マニュアル）の「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」（以下手引き）に準拠し整備を行います。

なお、固定資産には、有形と無形（特許権、商業権等）がありますが、無形は当組合に存在しませんので、有形固定資産の整備基準のみとします。

（以下赤字で表示する番号は「統一的な基準による地方公会計マニュアル」の「資産評価及び固定資産台帳の手引き」の段落番号とします）

手引き **V** 固定資産台帳の記載単位は **32** に示す通り、現物との照合が可能であり、取替や更新を行う単位であるという2つの原則に添って記載します。

具体的には、組合同約に示す施設他、以下の資産を計上します。

1) し尿処理施設

2) リサイクルプラザ

(1) 工場棟

「粗大・不燃ごみ処理施設」

令和3年度末で一部設備休止

「ペットボトル減容機」

(2) 事務所棟

「事務所」

(3) リサイクル啓発、貸出用ベビー用品の展示棟

「紙すき工房」等

3) スtockヤード

(1) 容器包装リサイクル法に基づくプラスチック製容器包装ゴミの処理施設

現在は稼働していない。

(法の改正により、処理が煩雑になりコストが嵩むため、ヤードに一定期間貯めておき、委託業者収集処理を行っている。)

(2) 「ストックヤード」内にある剪定枝破碎資源化設備
油圧アームショベルにて破碎機に投入後、一定期間貯留し業者（クリーン発酵株）が引き取りに来る。

4) 斎場施設

- (1) 霊柩車の運行管理
- (2) 火葬場の管理運営

5) 車両

6) その他の付属建屋等

- (1) ペットボトル保管棟及び洗車場
- (2) 公用車車庫
- (3) 駐輪場
- (4) トラックスケール

を一つの大きな単位【 1) から 5) 】として捕捉し、建設時点の設計図書、工事請負等の契約書から判断し、計上するものとします。

(霊柩車、職員の通常使用する車両、ごみ処理施設で使用する特殊車両も含む。ただしこの場合リースであるものは費用で計上か資産で計上するか判断する。)

なお、今までに行われてきた修繕等については、資産の増加とは考えずに、施設の機能及び耐用年数を維持するための経費として考え、資産計上は行わないことにします。

また、**36**に示すとおり、建物本体と付属設備の耐用年数が異なるような物件であっても、一体とみなして建物本体の耐用年数を適用し減価償却を行うことにします。

ただし、新公会計開始後に取得するものは、一体として記載したものであっても、更新などの一定の時期を考慮して、より分かりやすく資産の目的形態の明確化を図ることとし、その時点で、旧の資産は除却し、新たな資産として計上することにより、資産台帳の精度を向上に努めます。

また、リース契約により取得した物件については、**24~30**に記載のとおり、「オペレーティング・リース」は、通常の賃貸借取引として、行政コスト計算書に費用として計上します。

「ファイナンス・リース」による取引で、所有権が移転する取引（以下「所有権移転ファイナンス取引」）については、通常の資産として取り扱います。

ただし、「所有権移転外ファイナンス・リース取引」及び重要性の乏しい「所有権移転ファイナンス取引」は通常の賃貸借取引に係る方法にて、会計処理をおこなうこととします。

70に示すような財務会計システムについては、当該物品を稼働させるため、あるいは、物品がなければ用途として、価値がないものは原則として一体のものとして、物品に合わせて計上するものとします。

24 に示す「重要性に乏しい」ものは、賃貸借取引の取引として、会計処理を行います。

「重要性に乏しい」ものとしては、具体的には、27 ①、②、③に記載される場合を想定します。

賃貸借取引；貸し手はその所有物を、借り手との合意期間に渡りその者に使用させ、借り手はその対価を支払う取引だという意味の定義がなされていること等が該当します。これは、賃貸借と重なります。つまり、リースと賃貸借は、基本的には同じものです。

ただし、リース取引には、売買に近いものや金融取引の性格の濃いものなどもあります。そのため、ご存知のとおり、リース会計ではリース取引をいくつかに分類しています。このうち、「オペレーティング・リース」とされるものが、一般的な賃貸借取引と重なることになります。

そして、リース会計は、取引の相手方をリース会社に限定していません。

したがって、不動産会社から期間を決めて建物を借りるのは、リース会計でいう「オペレーティング・リース」に該当します。このとき、家賃はリース会計上の「リース料」となります。

なお、「リース料」をいかなる勘定科目に計上するのかについては、**団体の判断に委ねられています**。

37 事業資産の工作物（門、柵、塀等）は、工作物単位を原則としますが、開始時に分けて管理していない場合は、一体として合計して記載します。

ただし、新公会計開始後に取得するものは、上記と同様に更新のタイミングで整備を図ることにします。

新公会計開始後の資産への修繕費の取扱いですが、40 に示すとおり、「法人税基本通達」第7章第8節の例示を参考に、修繕費として経常経費として計上するか、資産価値を高める資産として、「取得額（資産）」に含めるかを決定するかを基本として考えます。

特段の事情があれば、地方公共団体の実情に応じて決めることはできますが、通達通り「**取得価格の10%以上、または60万円**」以上の場合は、資産の価値、または使用期間の延命措置を図られたものとして、資産増加として台帳に計上します。

なお、詳細な取扱いは、マニュアル9ページ「法人税基本通達による資本的支出と修繕費の区分」として表になった詳細な説明がありますので、それらも参考にします。

新公会計開始時は、前述のとおり、施設を安全に運転するための維持管理のための修繕費として取扱い、取得から新公会計実施までの修繕工事は、計上しません。

（なお、今後の支出予算の計上方法については、60万以上は15節 工事請負費、それ以下の修繕費については、11節 需用費にて計上することが適切であると考えます。）

物品については、65 に定める取得価格、見積価格「50万円」（美術品は300万円）となっていますが、播磨町財務規則で定める重要物品「100万円以上」のものとします。

（2）無形固定資産

前述のとおり、現在「無形固定資産」は、存在しませんが、新たに購入した場合は67による取得原価とし、不明なものは、再調達価格とします。

68により、重要性の観点から金額が少額なものは計上しません。

(3) 減価償却・耐用年数

減価償却は、42により「定額法」により行い、耐用年数、償却額については、VI 減価償却・耐用年数の方法によることにします。

具体的には、「資産評価及び固定資産台帳の手引き」に示す「別紙3」及び「別紙4」により、年数・償却率を採用します。

* (なお、償却方法については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)以下「耐用年数」とします。

2 引当金の計上基準及び算定方法

(1) 退職手当引当金

退職手当組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に、組合における積立金額の運用益のうち当団体に按分され加算した額を控除した額を計上しています。

(2) 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上します。

3 リース取引の処理方法

(1) ファイナンス・リース取引

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(2) オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

4 資金収支計算書における資金の範囲

現金(手許現金及び前途金による現金等)及び現金同等物(切手など)。

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含みます。

5 その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

仕訳の方法は、パソコンシステムを利用した期末一括処理を基本とします。

6 重要な会計方針の変更等

(1) 会計方針の変更………変更なし

(2) 表示方法の変更………変更なし

(3) 資金収支計算書における資金の範囲の変更……………変更なし

7 重要な後発事象

- (1) 主要な業務の改廃……………該当なし
- (2) 組織・機構の大幅な変更……………該当なし
- (3) 地方財政制度の大幅な改正……………該当なし
- (4) 重大な災害等の発生……………該当なし

8 偶発債務

- (1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況……………該当なし
- (2) 係争中の訴訟等……………該当なし

9 追加情報

- (1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

地方自治法第 235 条の 5 に基づく出納整理期間中における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数とします。